



# 日刊 労働千葉

## 安全衛生委員会を 向いているのか! —幕張有機溶剤問題—

4月16日、幕張電車区安全衛生委員会が行なわれた。その場で、労働側委員から、下記掲載のとおり意見が提出された。総括安全衛生管理者(区長)としての考え方を質した。

ところが、区長や首席は、「安全衛生委員会は、質問に答える場ではない」「こういうことは、勤労課を通じて組合との間でやれ」と言い、一切とりあげようともしない。常識を疑いたくなる対応だ。法で定められた安全衛生委員会を何だと思っているのか。労安法では、安全や危険防止、労働災害防止に関する事項を「審議調査させ」「意見を述べさせる」ために安全衛生委員会を設置すると明記されている。にもかかわらず、区長や首席の頭のなかには、責任逃れだけしかないので。合法精神ゼロ、労働安全のことなどこれっぽっちも考えない、これが今のJRの幕張電車区当局の姿勢だ。絶対に許せない!

労働安全衛生法では、安全衛生委員会について、

次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、安全委員会(安全衛生委員会)を設けなければならない。

(1) 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係わるものに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険防止に関する重要な事項。

### 安全衛生委員会審議事項

と定められていますので、この間問題になってきた有機溶剤作業問題について、安全衛生委員の立場から、審議の素材として、次のとおり意見を述べますので本日の安全衛生委員会で考え方を明らかにして下さい。

なお、現在、作業は中断され、作業再開にあたっては、専門の業者で行なうとの考え方があるが、支社から明らかにされていますが、そうであればこそ、労働安全の向上、安全に関する意識の向上のために、現時点での反省点や教訓が、幕張電車区全体のものとされなければならないと考えます。また私たちとは、社員を三ヶ月にわたって、危険な状態で作業させたことについて、作業の責任者であつた区長(総括安全衛生責任者)から、率直な謝罪と今後の労働安全確立に向けた決意が明らかにされることが出発点になると考へるものであります。

#### 記

1. 千葉支社は、有機溶剤作業について、「安全衛生上、不十分な点があつたことは遺憾である」としていますが、実際に作業を計画し、実施させた総括安全衛生管理者としては、どのように考へているか明らかにして下さい。

2. 有機溶剤作業について、初步的な認識すら欠いていたため、約三ヶ月にわたって労働者を危険な状態で作業させてしまつたことについて、総括安全衛生管理者としての立場から、どのように受けとめているのか聞かせて下さい。

3. また、作業開始当初、有機溶剤作業であるとの認識を

5. 作業中断後、危険な作業であつたことについて質問した社員に対して、区管理者は、「どこから聞いたんだ」「どこの組合から聞いたんだ」「別にまだ危険だと決まつたわけじゃない」「勤務時間中はそんなことを議論する時間じゃない」等、強い口調で逆に抑えつけるような対応をし続けています。これは、労働安全向上の観点から考へたとき、全く不当なことであると言わざるを得ません。とくに、「どこの組合から聞いたんだ」と怒鳴るような対応は、支社も認めるように管理者として全く不適切な対応ですし、業務のなかで起きた問題を「勤務時間中はそんなことを議論する場じゃない」と切って捨てるのも、理解に苦しむ不適切な対応です。

この点について、何故このような対応が行なわれてきたのか、考え方を明らかにして下さい。

欠いていたとしても、「喉が痛い」「気持ちが悪い」「腕が痺れる」等の意見が多くあがつた時点で安全衛生や危険防止の観点から適切な対応や調査が行なわれていれば、三ヶ月にもわたって作業が続行されてしまうということはなかつたと考へますが、作業現場からあがつた意見が、全く生かされることがなかつたことについて、どのような経緯でそのようなことになつたのか、現場からの意見が無視されたことについて、現時点ではどのように考へ、教訓化しているのか、明らかにして下さい。